

学 会 彙 報

2005年4月22日 西日本教育行政学会第27回大会プログラムの発送

2005年5月20日 『教育行政学研究』第26号の刊行

<研究論文>

アメリカ南部における黒人初等学校制度創設の意義
—ジョージア州アトランタ市を事例として—

住岡 敏弘 (釧路公立大学)

米国カリフォルニア州教員団体交渉法の意義と課題
—1975年教員団体交渉法施行実態の検討を通じて—

市田 敏之 (広島大学大学院)

中国における高等教育財政制度の特質と課題
—1980年代以後の財政改革動向に焦点化して—

郭 仁天 (広島大学大学院生)

カリフォルニア州教育アカウンタビリティ制度における表彰制度の構造と
特質

酒井 研作 (広島大学大学院生)

台湾における中学校教員の力量形成及び希望する研修領域に関する研究
—台中市の教員の年齢差の分析—

謝 嫣文 (広島大学大学院生)

2005年5月28日 西日本教育行政学会第27回大会開催<長崎女子短期大学>

<研究発表>

中国における高等教育財政制度の特質と課題
—1980年代以後の財政改革動向に焦点化して—

郭 仁天 (広島大学大学院生)

アメリカ南部における黒人初等学校制度創設過程の特質

住岡 敏弘 (釧路公立大学)

ロシア連邦における教育課程と「生活技術」教育

高瀬 淳 (藤女子大学)

楠木伊津美 (藤女子大学)

藤木 香苗 (藤女子大学大学院生)

上坂 貴美 (藤女子大学大学院生)

政治と教育の統合・分離に関わる「制度」研究の意義

西東 克介 (弘前学院大学)

学校評価の課題と促進条件に関する検討

—イギリスと日本の事例から—

高妻紳二郎 (九州産業大学)

2005年8月17日

学会ニュース第48号発行

『教育行政学研究』第27号の投稿申し込み用紙発送

2006年1月31日

西日本教育行政学会第28回大会案内, 発表申込書等発送

西日本教育行政学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。

第2条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究物及び情報の交換
2. 研究会の開催
3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
4. その他の事業

第2章 会 員

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。

第5条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究会を通して、その研究を発表することができる。

第6条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額6,000円とする。

第7条 会員のうち、3年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

第3章 役 員

第8条 1) 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、理事（4名）、監査（2名）、幹事（若干名）
なお、副会長は複数置くことができる。

2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。

第9条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第10条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。

2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長の下で会務を補佐する。

第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。

第12条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で招集するものとする。

第13条 1) 役員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

2) 任期途中で役員交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会

員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年の大会開催日に始まり、翌年の大会前日に終わる。

第5章 研究会及び研究物の交換

第17条 研究会は、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

第6章 機関誌発行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規定は別にこれを定める。

第7章 雑 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行われる。

附 則

本会則は、昭和54年4月1日より施行する。

附 則（昭和55年11月9日一部改正）

本会則は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則（昭和56年11月23日一部改正）

本会則は、昭和57年4月1日より施行する。

附 則（昭和57年11月13日一部改正）

本会則は、昭和57年11月13日より施行する。

附 則（昭和60年12月7日一部改正）

本会則は、昭和60年12月8日より施行する。

附 則（昭和60年11月15日一部改正）

本会則は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則（昭和62年11月14日一部改正）

本会則は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則（平成元年11月18日一部改正）

本会則は、平成2年4月1日より施行する。

附 則（平成8年5月18日一部改正）

本会則は、平成8年5月18日より施行する。

附 則（平成15年5月24日一部改正）

本会則は、平成16年5月15日より施行する。

西日本教育行政学会機関誌刊行規定

- 1 本会は、機関紙「教育行政学研究」を毎年1回刊行する。
- 2 本機関紙は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、会員の研究紹介・文献紹介をも掲載することがある。
- 3 機関紙に研究論文を掲載しようと望む会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局を応募するものとする。
- 4 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。
編集委員会は、中国・四国地区2名・九州地区2名によって構成される。
編集委員の任期は2年とする。但し再任を妨げないものとする。
- 5 編集委員会は、レフェリー制にもとづいて投稿論文を審査する。
- 6 「教育行政学研究」原稿執筆要領の2に定める原稿規定枚数をこえる分、ならびに図表については、その印刷実費を執筆者から徴収することがある。
- 7 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする。

「教育行政学研究」原稿執筆要領

- 1 論文原稿は未発表のものに限る。
- 2 論文原稿は、400字詰横書原稿用紙30枚以内とする。
- 3 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。なお、日本語ワープロの場合は、1ページ45字×38行の7ページ以内とし、A4の用紙に打ち出した原稿とフロッピーの両方を提出するものとする。
- 4 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
- 5 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
- 6 外国人・地名に言語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は3字を2画に計算する。
- 7 外国語でAbstract（約1365字）を作成し、論文題目の後に挿入すること。
- 8 原稿締切は毎年12月15日とする。
- 9 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること。
引用法の例 論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁
単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁

編 集 後 記

学会紀要第27号が完成しましたので、お届けいたします。今号には研究論文が5本掲載されておりますが、これらはいずれもレフェリー制に基づく厳正な審査を経たものです。

また、今号の掲載論文の特徴は、昨年とは対照的に、そのほとんどが今日の日本が直面している教育行政や学校経営の課題を対象としたものであり、会員各位の研究関心が現下の教育問題へ集中していることをまさに象徴する格好となっています。

前々号から原則として執筆者からの印刷費を徴収しなくなったこともあって、投稿希望者の数は増えつつあり、喜ばしいことであります。しかしながら、その一方で、実際に投稿されてきた論文の質的な側面についていえば、先行研究の検討、換言すれば、先行研究における自らの論文の位置づけが明確でないものも散見されます。投稿論文のオリジナリティに関わる重要な問題であり、投稿者はこの点について今一度しっかりと確認しておくことが肝要なのではないでしょうか。

今号における論文成果にとどまらず、投稿者各位の研究が今後益々進展していくことを期待しております。

『教育行政学研究』第27号編集委員会

委員長 古 賀 一 博 (広島大学)

委員 岡 崎 公 典 (夙川学院短期大学)

堀 和 郎 (筑波大学)

松 元 健 治 (広島文化短期大学)

教育行政学研究

印 刷 平成 18 年 5 月 16 日

発 行 平成 18 年 5 月 18 日

発 行 者 西日本教育行政学会
〒870-1192
大分市大字旦野原700番地
大分大学生涯学習教育研究センター
橋口泰宣研究室
Tel.097-554-7641

印 刷 所 グランド印刷株式会社
〒770-0941
徳島市万代町 6 丁目20-15
Tel.088-622-8448

Studies on Educational Administration

- Kunio TOMIHISA : A Study of the Advisory Leadership Function of the School Principal to Support the Professional Growth of Teachers : In School-Based Training Focused Mainly on Lesson Study of Moral Education
- Yen-Wen HSIEH : A Study on the Professional Development and Needs for In-Service Training of Junior High School Teachers in Taiwan:
—central focus on consciousness of Taichu City's school administrator teachers evaluation—
- Tetsuichiro HORITA : The Reflection of the Public Comments in the Process for Development of “The Educational Plan for Children with Disabilities in Fukuoka City.”
- Nobuhiko YANAGIBAYASHI : Mayors' View of Problems on School Board System
Kazuo HORI : Based on Interview Data from Mayors, or Chiefs of Local Municipalities -
- Kazuhiro KOGA : A New Personnel Evaluation System for Professional
Toshiyuki ICHIDA : Development:
Kensaku SAKAI : A Survey on Principals of Public Schools in Hiroshima
Yuka AKAGI : Prefecture
Takeshi KARASAWA
Taiga SAKAMOTO
Rentien GUO
Jingyu HE
-

No.27 Jun 2006

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research